

## 【申請方法等のご案内】

### 介護施設での食費・居住費の自己負担が軽くなる場合があります

「介護保険負担限度額認定証」は毎年更新が必要です（有効期限：7月31日）。

ご希望の方はお手続きください。該当した場合、後日認定証をお送りします。

※令和7年度分の交付を受けている方には更新の案内をお送りします。

※新規で希望の方は随時受け付けています。適用は申請月の初日からとなります。

対象施設	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など（ショートステイを含む） ※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などは対象外
対象者	市民税が非課税世帯の方で、下表の条件に当てはまる方
申請先	介護保険課または各振興局地域住民課 ◎窓口の混雑が予想されるため郵送での手続きもご利用ください。 （〒515-8515 松阪市殿町 1340-1 松阪市役所 介護保険課 宛）
受付期間	●窓口での受付 令和8年6月5日（金）～8月31日（月） ●郵送での申請 令和8年8月31日（月）消印有効
申請方法	申請書に必要事項を記入し、預貯金通帳等※の写しを添付して提出してください。 ※預貯金通帳：解約していない全ての預貯金通帳の表紙を開いた名義人ページ、直近2か月分の流動、定期ページ ※有価証券や投資信託：銀行、信託銀行、証券会社等の口座名義と最新残高が分かるものの写しなど

利用者負担段階	所得や資産等についての条件			1日あたりの自己負担額			
	世帯の課税状況と本人所得の状況	預貯金等の資産※2の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円
2	老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円 【600円】
3-1	前年の合計所得金額+年金収入額※1が80万9千円（8月以降：82万6,500円）以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	7月まで 1,370円 (880円) 8月以降	430円	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】 680円 【1,030円】
3-2	前年の合計所得金額+年金収入額※1が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	7月まで 1,370円 (880円) 8月以降 1,470円 (980円)	430円 430円※3 (530円)	1,370円 1,470円	1,370円 1,470円	1,360円 【1,300円】 1,420円 【1,360円】

（ ）内の金額は介護老人福祉施設入所または短期入所生活介護（ショートステイ）利用時の金額。

【 】内の金額は短期入所生活介護（ショートステイ）または短期入所療養介護利用時の金額。

※1 遺族年金や障害年金などの非課税年金も含めて計算します。

※2 預貯金（普通・定期）、有価証券（株式・公社債等）、投資信託、現金などを指します。配偶者がいる場合は、別世帯の場合でも夫婦の合計額で計算します。

※3 室料が徴収される場合は530円となります。

【問】 介護保険課 ☎53-4091 FAX:26-4035